

「地産地消型 P P A（群馬モデル）」小売電気事業者募集 質問・回答書（10月9日更新）

番号	項目	質問内容	回答	資料該当箇所	回答日
1	発電側課金	仕様書15にて「企業局から買受人への系統連系受電サービス料金等の支払は、「12」の料金及び系統連携サービス料金相当額と系統連系受電サービス料金等を相殺することにより行う。」と記載がございますが、仕様書12 電力量料金単価15円/kWhに発電側課金も含まれているという認識でよろしいでしょうか。	仕様書15にて「買受人は、企業局に対し、「12」の料金とは別に系統連系受電サービス料金相当額を支払うものとする。」としております。電力量料金単価15円/kWhに発電側課金は含まれておりません。	仕様書 15 発電側課金	9月17日
2	支払条件	請求から支払期日までどれくらいを想定されておりますでしょうか。	検針日の翌月10日までに請求し、月末が支払期日となります。追加資料として、契約書（案）を添付いたします。	契約書（案） 第9条 料金の支払	9月17日
3	支払方法	納付書と請求書どちらのお支払いとなりますでしょうか。また納付書でのお支払いの場合、落札後、納付書のサンプルは事前にいただくことは可能でしょうか。	納付書の支払いが原則となります。なお、納付書に合わせて請求書も送付する予定です。落札決定後、納付書のサンプルを提供することは可能です。	契約書（案） 第9条 料金の支払	9月17日
4	供給電気料金のお支払い	指定需要家様から小売電気事業者への支払いは、毎月行われるという認識でよろしいでしょうか。また、不足分については月ごとではなく年度ごとに管理を行うという認識でよろしいでしょうか。	小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。仕様書8（3）の不足分及び超過分については、基本的には年度単位となりますが、厳密な管理を行うかどうかも含めて指定需要家と小売電気事業者との電力需給契約に委ねることとします。	募集要項 12 企業局及び指定需要家との契約 仕様書 8 指定需要家への供給	9月17日
5	指定需要家との契約書（案）	指定需要家様と小売電気事業者間で締結する予定の契約書（案）を事前にいただくことは可能でしょうか。	小売電気事業者と指定需要家との契約書（案）はありません。任意の様式で締結してください。	募集要項 12 企業局及び指定需要家との契約	9月17日
6	指定需要家との契約内容	弊社が供給する電力は、旧一般電気事業者と同額の燃料費等調整額を徴収しておりますがご対応いただけますでしょうか。	燃料費等調整費は、水力発電による電力が基本であるため提案に求める指定需要家提供価格には計上しないこととしますが、小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	募集要項 8 提案を求める具体的項目 12 企業局及び指定需要家との契約	10月3日
7	指定需要家との契約内容	地域の一般電気事業者が価格改定をした場合、弊社も値引き%は変えずにスライドで価格を改定させていただきますが、その際契約単価見直しの協議にご対応いただけますでしょうか。	小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	募集要項 12 企業局及び指定需要家との契約	10月3日
8	指定需要家との契約内容	工事負担金に関しまして、お客様の都合で新設備設置・工事が着工する際に発生しました工事金などは弊社負担することができませんがご対応いただけますでしょうか。			
9	指定需要家	予備送電がある場合、以下の内容を教えてください。 ・種類は「予備線」、「予備電源」のどちらか・契約電力をご教示ください。	【別紙2】供給地点リスト表No.1の供給地点については、予備線による予備電力があります。契約電力は供給地点リスト表の契約電力と同じです。予備線の取扱については小売電気事業者と指定需要家との協議の中で決定してください。	募集要項 8 提案を求める具体的項目	10月3日
10	指定需要家の支払方法	指定需要家が小売電気事業者に請求金額を支払う際の支払方法は振込となりますか。その場合指定口座登録はございますでしょうか。	小売電気事業者と指定需要家との協議の中で確認をお願いいたします。なお、供給地点には国の機関の施設及び地方公共団体の施設は含みません。	募集要項 12 企業局及び指定需要家との契約	10月3日

「地産地消型 P P A（群馬モデル）」小売電気事業者募集 質問・回答書（10月9日更新）

番号	項目	質問内容	回答	資料該当箇所	回答日
11	指定需要家	【別紙2】供給地点リスト表についてですが、供給地点名称もご教示いただけますでしょうか。	現段階でお答えすることはできません。	仕様書 【別紙2】供給地点リスト表	10月3日
12	別途調達する非化石価値	非化石価値が不足した場合に小売電気事業者が別途調達する非化石価値（再エネ指定）については、具体的にはFIT非化石証書および再エネ指定の非FIT非化石証書のどちらもが適用可能という理解でよいか。	ご認識のとおりです。	募集要項 11 供給施設への供給方法等 仕様書 8 指定需要家への供給	10月4日
13	非化石価値	非化石証書（再エネ指定）については「各年度の電力の供給期間（4月～翌年3月）に対し、非化石価値の期間は当該年1月～12月となる。また、初年度については、非化石価値の期間は4月から12月となる」とあるが、最終年度の電力の供給期間1～3月に発電したことに伴い発生した非化石価値は買受人に帰属するという理解でよいか。	ご認識のとおりです。	募集要項 11 供給施設への供給方法等 仕様書 8 指定需要家への供給	10月4日
14	実質再エネ100%について	「水力発電が持つ非化石価値については、非化石証書（再エネ指定）として（1）の電力とともに供給される。よって、供給される電力は実質再エネ100%の電力となる」とあるが、供給される電力の全量が小売ガイドライン上における再エネではなく実質再エネの供給となっても問題ないか。具体的には、対象発電所の発電電力も含んだ全電源平均の電力に対し非化石証書（再エネ指定）をあてることで、実質再エネ100%としてもよいか。	供給される電力が実質再エネ100%であれば問題ありません。	募集要項 11 供給施設への供給方法等 仕様書 8 指定需要家への供給	10月4日
15	電力量の不足分	企業局からの各年度の売却電力量および各指定需要家の年間の供給量の実績のどちらかが年度別の予定量を超過した、または満たなかった場合や、各指定需要家の年間の供給量の実績が年度別希望供給量を超過しかつ企業局からの各年度の売却電力量が各年度の供給予定量に満たなかった場合も、不足分は対象外となるという理解でよいか。	対象外とする不足分については、以下の整理とします。 ●企業局からの各年度の売却電力量が供給予定量に満たない場合 ⇒全指定需要家の年間の供給量の実績が、企業局からの各年度の売却電力量を超過した分 ●企業局からの各年度の売却電力量が供給予定量を超過した場合 ⇒全指定需要家の年間の供給量の実績が、全指定需要家の年度別希望供給量を超過した分	募集要項 11 供給施設への供給方法等 仕様書 8 指定需要家への供給	10月4日
16	不足分の扱い	募集要項11（3）において、「不足分は対象外となり、その扱い等については、指定需要家と小売電気事業者との電力需給契約に委ねる」とあり、また電力需給契約の協議にあたっては、「「8」で提案した提供価格を基本とすることとする」とある。8においては「燃料費等調整費については、水力発電による電力が基本であるため計上しないこととする」とあるが、不足分に対する燃料費等調整額の適用や、非化石価値をあてない全電源平均による電力供給等は許容されるか。	不足分の扱いについては、燃料費等調整額の適用や、非化石価値をあてない全電源平均による電力供給等も含めて小売電気事業者と指定需要家との協議の中で決定してください。	募集要項 11 供給施設への供給方法等 募集要項 12 企業局及び指定需要家との契約 仕様書 8 指定需要家への供給	10月4日
17	超過分の扱い	企業局からの「売却電力量が指定需要家の電力使用量に比べ超過する場合には、買受人の責任においてその超過分を取扱う」とあるが、超過分については当社において他の需要家に販売するなどし、自由に活用してもよいか。	ご認識のとおりです。	仕様書 8 指定需要家への供給	10月4日

「地産地消型 P P A（群馬モデル）」小売電気事業者募集 質問・回答書（10月9日更新）

番号	項目	質問内容	回答	資料該当箇所	回答日
18	容量市場	仕様書第14条に「対象発電所は全て容量市場に参加しており」と記載がございますが、今回の契約期間である令和7年度～9年度全てのメインオークションにおいて対象発電所全てが既に落札され、容量確保契約を締結済みである、との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	仕様書 12 料金の算定 14 容量市場	10月4日
19	容量市場	対象発電所それぞれの電源等区分は全ての年度について以下の通りであるとの認識でよろしいでしょうか。 ・桃野、田口、沢入：安定電源 ・日向見、狩宿：変動電源（アグリゲート）	区分について、参加申込者あてに別途通知します。	仕様書 14 容量市場	10月4日
20	指定需要家	別紙2に示されている指定需要家については、予備線・予備電源・自家発電補給契約などの付帯契約はございますでしょうか。もしありましたらご開示をお願いいたします。また、もしある場合は、提案書の金額に当該契約に係る金額を含める必要があるかどうかをご教示をお願いいたします。	No.9の回答のとおりです。 提案書の金額に、予備線に係る金額は含めないこととします。	募集要項 8 提案を求める具体的項目	10月4日
21	提案項目	募集要項第8条の「提供価格の積算に用いる指定需要家各施設の料金の構成」および「需要規模に応じた料金設定」につきまして、提案する料金メニューについては特に制限が無いとの認識でよろしいでしょうか。 （例）従来みなし小売電気事業者でご提供されているいわゆる標準メニュー（業務用電力・高圧電力等）に準じた固定単価の基本料金・電力量料金で構成されるメニューのほか、日本卸電力取引所のスポット市場で公表される30分毎の市場価格をもとに30分毎に電力量料金単価を定めるメニューなど また、「日本卸電力取引所のスポット市場で公表される30分毎の市場価格をもとに30分毎に電力量料金単価を定めるメニュー」の場合、燃料費等調整費に含まれる燃料価格の変動が電力量料金単価に含まれる形となり、高い確率で提案単価金額が高くなってしまい公平な基準となり得ないと思料いたしますが、「日本卸電力取引所のスポット市場で公表される30分毎の市場価格をもとに30分毎に電力量料金単価を定めるメニュー」をご提案する場合において、特に特別な考慮はされない、という理解でよろしいでしょうか。	提案する料金メニューについては、固定単価によるものとします。 季節別、時間別、基本料金なしなどの電力料金構成については自由に設定していただいて問題ありません。 季節別、時間別などの構成により積算する場合、全指定需要家への供給予定量は年間を通して一定であることとし、各年度について、以下の数値により計算してください。うるう年は考慮しないものとします。 最初の1時間：10,549kWh それ以外の1時間：10,044kWh $10,549 + (10,044 \times 8,759) = 87,985,945$	募集要項 8 提案を求める具体的項目	10月4日
22	指定需要家	供給地点については別紙2の詳しい地点の施設情報については落札後の開示となりますでしょうか。	ご認識のとおりです。 詳細については、指定需要家の承諾後に企業局から買受人に対し通知します。	仕様書 6 指定需要家供給地点 【別紙2】供給地点リスト表	10月4日
23	供給予定量	供給施設への電力供給について月別の予定使用量をいただくことは可能ですでしょうか。	月別の予定使用量を提供することはできません。	仕様書 6 指定需要家供給地点 【別紙2】供給地点リスト表	10月4日

「地産地消型 P P A（群馬モデル）」小売電気事業者募集 質問・回答書（10月9日更新）

番号	項目	質問内容	回答	資料該当箇所	回答日
24	指定需要家との契約内容	当社が電力を供給する需要場所への請求について燃調は請求に含まない形となりますでしょうか。	No.6 の回答のとおりです。	募集要項 8 提案を求める具体的項目 12 企業局及び指定需要家との契約	10月4日
25	指定需要家との契約書（案）	供給側の契約については当社書式を使用可能でしょうか。	No.5 の回答のとおりです。	募集要項 12 企業局及び指定需要家との契約	10月4日
26	提案項目	指定需要家への提案金額の試算に力率割引は考慮しますでしょうか。	力率割引は考慮せず力率85%として算定をお願いします。	募集要項 8 提案を求める具体的項目	10月4日
27	再生可能エネルギー賦課金の扱いについて	再生可能エネルギー賦課金は10/11に提示する価格には含まず、別途料金請求時には含むという理解であっているか。	ご認識のとおりです。	募集要項 8 提案を求める具体的項目	10月7日
28	対象年度について	別紙2の供給地点リストの年間予定受電電力量は令和6年度・7年度・8年度の3か年の数値が提示されているが、正しくは令和7年度・8年度・9年度で合っているか。	誤りです。正しくは令和7年度・8年度・9年度になります。修正しました。	仕様書 6 指定需要家供給地点 【別紙2】供給地点リスト表	10月7日
29	提示内容について	10/11に提示する内容は、提案書および提案書別紙のみか。例えば水力発電が不足した量に対して群馬公営水力以外の電源を充てる場合や、万が一中途解約された場合等の料金その他の供給条件は、提案書および提案書別紙に記載する必要はなく、小売電気事業者として選定された後に指定需要家へ提示のうえ協議する認識であっているか。また、その内容次第では選定取り消しの可能性もあるか。	ご認識のとおりです。 小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。協議にあたっては、提案した提供価格を基本としてください。 企業局からの選定取消しはありません。	募集要項 8 提案を求める具体的項目	10月7日
30	提示内容について	様式第三号の提案書に記載する「電力料金合計徴収額」は、売却電力量の不足は発生しない前提の値で良いか。	ご認識のとおりです。 企業局からの売却電力量は、仕様書「5」記載のとおりとして、計算してください。	募集要項 8 提案を求める具体的項目	10月7日
31	電力量の不足分について	水力発電が不足した量に対しては指定需要家と小売電気事業者との電力需給契約に委ねる（＝燃料費調整・市場価格調整を適用してもよい）とのことだが、水力発電が不足した量というのは30分値単位で算定してよいか。それとも、年間単位で算定する必要があるか。	No.4 の回答の後段のとおりです。 基本的には年度単位となりますが、厳密な管理を行うかどうかも含めて指定需要家と小売電気事業者との電力需給契約に委ねることとします。	募集要項 11 供給施設への供給方法等 仕様書 8 指定需要家への供給	10月7日
32	電力量の不足分について	売却電力量の計画値は送電端、電力使用量の計画値は需要端で合っているか。	ご認識のとおりです。	募集要項 11 供給施設への供給方法等 仕様書 8 指定需要家への供給	10月7日

「地産地消型PPA（群馬モデル）」小売電気事業者募集 質問・回答書（10月9日更新）

番号	項目	質問内容	回答	資料該当箇所	回答日
33	小売電気事業者選定後の公表内容について	小売電気事業者選定後の公表内容（価格や事業者名等）や公表範囲（指定需要家のみか、それとも広く一般の方が閲覧できる範囲か）をご教示いただきたい。また、当社が選定された場合と選定されなかった場合とで異なる場合はその別もご教示いただきたい。	小売電気事業者の選定については、以下の内容で群馬県ホームページに公表します。 ●選定された事業者 事業者名、評価点を公表します。 ●選定されなかった事業者 事業者名を隠し（A社、B社などの記載）、評価点を公表します。 ※評価点「最低提供価格÷各申込者の提供価格×100」	募集要項 9 相手方の決定	10月7日
34	発電所の運転パターン	「買受人の都合による運転パターンの変更は行わないものとする」について、（買受人の都合にかかわらず）技術的な観点においても運転パターンの変更は不可という理解で正しいでしょうか。或いは、技術的には水路式含め運転パターンの変更は可能なものなのでしょうか。	本公募における水力発電所の運転パターンについては以下のとおりです。 水路式では、河川流量に応じた運転となりますので、運転パターンの変更は不可能です。 ダム式・ダム水路式では、維持放流・利水放流に準じた運転、もしくは、貯水容量が少なく、運転パターンの変更は不可能です。	仕様書 9 発電計画	10月7日
35	指定需要家	「指定需要家との契約が成立しなかった場合、企業局が別の高圧又は特別高圧で電力の供給を受ける施設を指定需要家として指定する場合があります」について、補欠の需要家はどれくらいの需要規模を有するのか、可能な範囲で御教示頂けますでしょうか。 例えば、別紙2供給地点リスト表No.1との契約が成立しなかった場合には年間60GWhの需要量が欠落する事となりますが、その場合でも埋め合わせるに十分な別の需要家を指定する予定でしょうか。	仕様書7に示す供給予定量と同等となる程度に、別の需要家を指定する予定です。	募集要項 12 企業局及び指定需要家との契約	10月7日
36	発電側課金	「買受人は、企業局に対し、「12」の料金とは別に系統連系受電サービス料金相当額を支払うものとする」について、「企業局は、買受人に対し、～」が正という理解で正しいでしょうか。	「買受人は、企業局に対し、「12」の料金とは別に系統連系受電サービス料金相当額を支払うものとする」が正しいです。	仕様書 15 発電側課金	10月7日
37	公表内容	開札結果は参加者全員（落札者以外）の入札金額についても公表されますでしょうか。	No.33の回答のとおりです。	募集要項 9 相手方の決定	10月7日
38	公表内容	開札結果は入札を辞退した場合でも公表いただけますでしょうか。	No.33の回答のとおりです。	募集要項 9 相手方の決定	10月7日
39	発電所の停止	直近1年分における定期点検時期等が分かる資料をご提供いただけますでしょうか。	対象発電所における令和5年度停止作業を別添に示します。	仕様書 10 発電所の停止	10月9日
40	発電所の停止	直近1年間における何らかのトラブルによる計画外停止が発生した回数およびそれぞれの停止期間をご教示いただけますでしょうか。	対象発電所における令和5年度停止実績（計画外）を別添に示します。	仕様書 10 発電所の停止	10月9日